

# 太宰治「人間失格」論―葉蔵の手記における〈罪〉とその変化―

小林 初音

## 一 はじめに

本稿では、「人間失格」(初出…「展望」一九四八年六月号)八月号)における〈罪〉の変化について、本文分析をもとに考察をおこなう。

太宰治「人間失格」は、雑誌連載中に太宰治の心中事件(一九四八年六月一三日入水、六月一九日発見)が起きたことで、早い段階から作者である太宰の人物像を作品の記述と結びつける形で受け止められてきた。山内祥史氏の文献調査にあるとおり<sup>(注1)</sup>、一九四八年六月三〇日付の「日本読書新聞」に掲載された臼井吉見氏の「『人間失格』は、また、太宰自身によつて書かれた最高の太宰治論でもある」<sup>(注2)</sup>という同時代評があることから、作品と作家を同一視する受容の形が読み取れよう。本稿で扱う「人間失格」の〈罪〉に対する捉え方も、当初はこのような流れの中で受け止められてきたのである。

菊田義孝氏<sup>(注3)</sup>は、葉蔵の手記を「太宰自身の言葉であると思つていい」との観点から作品を分析し、〈罪〉について次のように述べている。

この作品の中で「罪」という概念がはじめて表面に現れるのは、後半「第三の手記」にはいつてからのことである。〔中略〕「犯人意識」のために苦しみ通してきた葉蔵が、ここでは突然、いつのまにか「神」を知り、その神への罪を意識する者として示されている。

(引用に附した傍線部は論者による。以下同じ)  
菊田氏は、〈罪〉を「第三の手記」以降に出現すると論じたうえで、葉蔵の〈罪〉の意識に内包されているのは「神」と結びつく〈罪〉の意識であると論じている。また、佐古純一郎氏は「人間失格」における〈罪〉とは何か、という問いに対して「如何に真剣に罪の實體を究明しようと努力したかを物語るの」<sup>(注4)</sup>は、「人間失格」の中の「第三の手記」にある對義語<sup>(Antonym)</sup>の當てつ

こである」(註4)とし、作中の〈罪〉に太宰自身のキリスト教・聖書との結びつきを見出す論考を展開している。

この一方で、作品分析に重点を置いた考察もある。東郷克美氏(註5)は、葉蔵の〈罪〉について次のように論じている。

「対義語の当てつこ」は「遊戯」の域をこえている。葉蔵における「罪」は「誕生の時刻」に生じた一種の原罪であり、「自分の不幸は、すべて自分の罪悪からなので、誰にも抗議の仕様が無い」というような、いわば存在自身の罪である。

東郷氏の分析では、葉蔵の〈罪〉は「一種の原罪」「存在自身の罪」という認識のもと受け止められている。特に注目したのは、〈罪〉について説明するさいに依拠する本文が「第三の手記」に集中していることである。例えば、前掲の東郷氏は「対義語の当てつこ」と「罪悪」を含む本文を挙げて葉蔵の〈罪〉を説明しているが、これはどちらも「第三の手記」、つまり青年期の葉蔵を記した部分の引用である。

また、安藤宏氏(註6)は「第三の手記」に引用されたルバイヤットの詩句に注目し、恣意的に〈罪〉の表現が抜き出されていることを指摘している。

以上、先行論を確認すると、主体が太宰であれ葉蔵であれ、

〈罪〉の分析には次の二点の問題があるといえる。まず一点に、現在までに議論されている〈罪〉を分析するうえでの対象は「第三の手記」のみに限定され、「第一の手記」「第二の手記」に記述されている〈罪〉を含めた分析には至っていないことが挙げられる。またもう一点は、先行論では〈罪〉という言葉が重要な要素とされているにもかかわらず、「人間失格」の文脈に即した精査がされていないことである。前掲した先行論はどれも「第三の手記」の記述を用いているのにもかかわらず、あたかも「第一の手記」に描かれる幼少期から「原罪」の意識があつたように説明している。さらに、〈罪〉について「第三の手記」本文のみ拠つている点からも、この問題が生じているといえよう。

ここで手記全体を見渡すと、「第三の手記」に限らず、手記内に繰り返し〈罪〉が出現するという点は、見過ごすことができない特徴である。「第一の手記」「第二の手記」にも、「犯罪」「詐欺罪」「自殺幇助罪」「罪人」と、〈罪〉を含む言葉が出現しているのである。葉蔵の手記において、〈罪〉がどのような特徴を持ち、葉蔵自身にどのように受け止められたかを分析するためには、見過ごされてきた「第一の手記」「第二の手記」にも目を向けるべきであろう。



【表1】を確認することで、「第二の手記」と「第三の手記」の

前後で〈罪〉の記述が明らかに異なっていることがわかる。つまり、「第一の手記」「第二の手記」では「犯罪」「詐欺罪」「自殺幫助罪」のように、具体性のある〈罪〉が記述されているのに対し、「第三の手記」では具体性を欠いた、抽象的な〈罪〉として記述されているのである。この差は何に起因するのか。上述の問いを明らかにするため、次に本文分析から「第一の手記」「第二の手記」における〈罪〉の記述の変化を考察する。

初めに示すのは、「第一の手記」に唯一出現する〈罪〉を含む言葉である。

幼少の者に對して、そのやうな事を行ふのは、人間の行ひ得る犯罪の中で最も醜惡で下等で、殘酷な犯罪だと、自分はいまでは思つてゐます。

幼少期の葉蔵について記述される「第一の手記」のなかで、〈罪〉は「犯罪」と表現され、葉蔵が被害者として描かれる。「女中や下男から、哀しい事を教へられ、犯されてゐ」た葉蔵は、それらを父母に訴えることなく、「人間の特質を見たといふやうな氣持」で受け止めるのである。

つづいて「第二の手記」の記述を確認する。「第二の手記」には「詐欺罪」「自殺幫助罪」の二種類が出現している。まず、

「詐欺罪」の記述を確認する。

一緒にやすみながらそのひとは、自分より二つ年上であること、故郷は廣島、あたしには主人があるのよ、廣島で床屋さんをしてゐたの、昨年の春、一緒に東京へ家出して逃げて來たのだけれども、主人は、東京で、まともな仕事をせずそのうちに詐欺罪に問はれ、刑務所にゐるのよ、あたしは毎日、何やらから差し入れしに、刑務所へかよつてゐたのだけれども、あすから、やめます、などと物語るのだけれども、(中略)とにかく、自分には、つねに、馬耳東風なのであります。

右の本文では、一夜を共にした女性の夫が犯した犯罪として、「詐欺罪」が挙がっている。特徴的といえるのが、葉蔵が女性の話で「馬耳東風」と片づけながらも、「詐欺罪」を犯した夫への献身の様子を詳細に記述している点である。

ここに、第三者が犯した〈罪〉とその結果(「刑務所にゐる」こと)、また女性の献身的な行為をつぶさに記録する葉蔵の姿勢が読み取れよう。

「第二の手記」においてもう一点、〈罪〉を含む言葉が出現する。葉蔵が心中事件を起こした結果課される「自殺幫助罪」である。自分の左肺に故障のあるのを、その病院で発見せられ、こ

れがたいへん自分に好都合な事になり、やがて自分が「自殺  
 幫助罪」といふ罪名で病院から警察に連れて行かれました  
 が、警察では、自分を病人あつかひしてくれて、(後略)  
 右に示した「自殺幫助罪」は、葉蔵とカフエの女給が入水し、  
 葉蔵のみが助かったことから受けたものである。二人が心中を  
 図る場面は次のとおりである。

その夜、自分たちは、鎌倉の海に飛び込みました。女は、  
 この帯はお店のお友達から借りてゐる帯やから、と言つて、  
 帯をほどこき、疊んで岩の上に置き、自分もマントを脱ぎ、  
 同じ所に置いて、一緒に入水しました。

この場面で注目すべきは、「詐欺罪」の例と同様に、人間の  
 行動を詳細に記す葉蔵の姿勢が確認できることである。右の本  
 文では、葉蔵とともに入水した女給の行動が詳細に記述されて  
 いる。今から心中というときに、自らの死後を見据え「帯をほ  
 どこき、疊んで岩の上に置」くという行為をしているのである。  
 他者の姿が詳細に記されるのは、「第二の手記」に記述された  
 〈罪〉の特徴的な部分であるといえよう。

こうして「自殺幫助罪」に問われた葉蔵は、取り調べを受け  
 ため縄で拘束されて横浜に向かう。次に示す部分では「自殺  
 幫助罪」に問われた葉蔵の心境が記述されている。

けれども、自分には少しの不安も無く、(中略)罪人と  
 して縛られると、かへつてほつとして、さうしてゆつたり  
 落ちついて、その時の追憶を、いま書くに當つても、本當  
 にのびのびした楽しい氣持になるのです。

右掲の本文には、「罪人」つまり「自殺幫助罪」の容疑者と  
 いう立場に安堵を示す葉蔵が描かれる。「罪人として縛られる」  
 ことについて、手記を記述している葉蔵は「本當にのびのびし  
 た楽しい氣持になる」と説明している。つまり、当時も現在も、  
 葉蔵は「罪人」として扱われたことを肯定的に捉えているので  
 ある。しかし、その安堵は長く続かない。検事の取り調べの結  
 果、葉蔵に課された「自殺幫助罪」は、起訴猶予処分という結  
 果に終わってしまうのである。この時の心境を、葉蔵は「一向  
 にうれしくなく、世にもみじめな氣持」と記している。起訴猶  
 予として罪を猶予されたにもかかわらず、不満な心情のもと処  
 分を受け止めている葉蔵の姿が記述されるのである。

ここで再度、「第一の手記」の「犯罪」という表現に注目する。  
 本章では、人間社会の規定した法制度下で成立する〈罪〉とし  
 て「犯罪」「詐欺罪」「自殺幫助罪」の三例が挙げられているこ  
 とを示したが、「犯罪」のみ、犯した者が法によって裁かれて  
 いないという違いがある。しかしながら、「犯罪」に内包され

た葉蔵の意識を本文から確認すると、この表現が法律制度下で成立するものを想定しているとわかるのである。

人間に訴へる、自分は、その手段には少しも期待できませんでした。父に訴へても、母に訴へても、お巡りに訴へても、政府に訴へても、結局は世渡りに強い人の、世間に通りのいい言ひぶんと言ひまくられるだけの事では無いから。

右掲の本文では、「第一の手記」で「犯罪」に遭った葉蔵が、その被害を誰にも訴えなかったことを示すものとして、父母と共に、法律制度と結びつく「お巡り」「政府」という語も出現している。つまり、葉蔵は「犯罪」を人間社会の枠組みに属する他者―父母、およびその先にある「お巡り」や「政府」―に訴えるものと認識していたのである。

以上、「第一の手記」「第二の手記」の本文分析をおこなうと、「第二の手記」までに出現する葉蔵の〈罪〉の認識は、葉蔵が手記内で言うところの「世間」<sup>(注7)</sup>すなわち人間社会の規定した法律制度のなかで成立するものであることがわかる。本文では「犯罪」「詐欺罪」「自殺幫助罪」などが例に挙げられているが、これらはどれも、社会が規定する法のなかで〈罪〉の定義が厳密に定められたものである。

また、〈罪〉に対する葉蔵の姿勢として、人間社会に生きる他者の行動・言動を介して〈罪〉を見る葉蔵の姿勢が確認できる。その一方で、葉蔵側から〈罪〉の内実を探る、あるいは〈罪〉とは何かと問う場面が無いことから、「第一の手記」「第二の手記」において、葉蔵は〈罪〉の定義を人間社会における他者の認識や行動に委ねていると解釈できよう。

### 三 「第三の手記」における〈罪〉

第二章では、「第一の手記」「第二の手記」における〈罪〉の分析をおこなった。つづいて、同様の手法で「第三の手記」における〈罪〉の記述を確認する。

次に示すのは、「第三の手記」で初めて葉蔵が〈罪〉について言及する本文である。

「お父ちゃん。お祈りをすると、神様が、何でも下さるつて、ほんたう？」

自分こそ、そのお祈りをしたいと思ひました。

ああ、われに冷き意志を與へ給へ。われに、「人間」の本質を知らしめ給へ。人が人を押し附けるのけても、罪ならずや。われに、怒りのマスクを與へ給へ。

右の本文では、「第三の手記」の〈罪〉の内容が、「第二の手記」に比べて曖昧な形になっている。このように、〈罪〉の内実が不明瞭であるという点が、「第一の手記」「第二の手記」に記述された〈罪〉と大きく異なる特徴といえよう。第二章でふれた〈罪〉はどれも、「犯罪」「詐欺罪」「自殺幫助罪」のように、人間社会の中で定義づけられた〈罪〉が挙げられている。より厳密に述べると、そこには被害・加害の対象者、および「どのような罪を犯したか」という観点が明確にある。それに対し、この本文では「人が人を押しつけても、罪ならずや」といったように、必ずしも人間社会で定義できるものとしては記述されていないのである。

またもう一点の特徴として、「罪ならずや」「與へ給へ」「知らしめ給へ」など、葉蔵の側から自分以外の存在に答えを求める記述もあり、主体的に〈罪〉の内実を探ろうとする意識があるといえる。

知人の堀木と「罪のアント」(対義語)探しをする次の場面でも、〈罪〉とは何かを主体的に問おうとする葉蔵の姿が読み取れる。

「罪。罪のアントニムは、何だらう。これは、むづかしいぞ」という葉蔵の問いに対し、堀木は〈罪〉のアントを「法律」と

答える。葉蔵は「呆れかへ」って「罪ってのは、君、そんなものぢやないだらう」と否定するが、「このテーマに對する答一つで、そのひとの全部がわかるような氣がする」「も少し、二人で考へて見よう」と、なおも堀木に〈罪〉の対義語遊びをもちかける。堀木は「善」を例として挙げるものの、葉蔵は「善悪の概念は人間が作ったものだ」「人間が勝手に作った道德の言葉だ」として、またもや否定を返すのである。その後、堀木がまともに取り合わなくなったため、葉蔵はひとり、この問いに向き合うことになる。次に示す本文は、葉蔵が「罪のアント」について自問する部分である。

「しかし、牢屋にいれられる事だけが罪ぢやないんだ。罪のアントがわかれば、罪の實體もつかめるやうな氣がするんだけど、……神、……救ひ、……愛、……光、……しかし、神にはサタンというアントがあるし、救ひのアントは苦惱だらうし、愛には憎しみ、光には闇といふアントがあり、善には悪、罪と祈り、罪と悔い、罪と告白、罪と、……嗚呼、みんなシノニムだ、罪の對語は何だ」

右掲の本文「牢屋にいれられる事だけが罪ぢやない」を確認すると、葉蔵の〈罪〉が、社会の定義の外にあるものとして記述されていることがわかる。〈罪〉が「神」や「サタン」といっ

た言葉とともに説明されることから、「第二の手記」までの「犯罪」「詐欺罪」「自殺幇助罪」といった、法制度上の〈罪〉の基準には収まらないものとして記述されていることが明らかである。

さらに、ここでも「考える」「問う」行為をおこなう葉蔵が確認できる。右掲の引用でも葉蔵の側から自分以外の存在に答えを求める、すなわち〈罪〉について「考へて見よう」「罪の對語は何だ」と考え、問う姿勢が記述されている。

その後、〈罪〉について自問し、「わかりかけた」葉蔵は、妻のヨシ子が商人の男に性的暴行を受ける現場を目撃する。事件後、ヨシ子は葉蔵に対しても怯えるようになるのである。

ゆるすも、ゆるさぬもありません。ヨシ子は信頼の天才なのです。ひとを疑ふことを知らなかつたのです。しかし、それゆゑの悲惨。

神に問ふ。信頼は罪なりや。

葉蔵は、妻のヨシ子の信頼が災いして性的暴行を受けたことを〈罪〉と結び付け、神に「信頼は罪なりや」と問う。この本文のほかにも、「果して、無垢の信頼心は、罪の源泉なりや」「無垢の信頼心は、罪なりや」と繰り返すのである。

このように、社会ではなく「神」に対して〈罪〉を繰り返す

問う姿勢も「第三の手記」のその他の記述に共通している部分である。

法制度上の〈罪〉の基準には収まらないものという点では、次の本文も共通しているといえよう。「第三の手記」の終盤にさしかかる部分で、葉蔵が「罪惡」という言葉をもつて記述する部分である。

しかし、自分の不幸は、すべて自分の罪惡からなので、誰にも抗議の仕様が無いし、(中略)とにかく罪惡のかたまりらしいので、どこまでも自らどんどん不幸になるばかりで、防ぎ止める具體策など無いのです。

「罪惡」は「第三の手記」における〈罪〉と同様、罪の内容(被害・加害の対象・〈罪〉を犯した結果)が明言されず、「すべて自分の罪惡」「とにかく罪惡のかたまりらしい」など、罪状を規定しない形で記述されている。

〈罪〉を含む言葉が最後に出現する本文でも、「神に問ふ。無抵抗は罪なりや?」と、神に対して〈罪〉の有無を問いかける葉蔵の姿が記述される。ここで〈罪〉の説明に繋がる「無抵抗」とは、葉蔵が「脳病院」に「判断も抵抗も忘れて」連れられ、入院したことを指しているが、「第三の手記」における他の〈罪〉の記述と同様、被害・加害の対象は明示されていない。この点



も、「第三の手記」の〈罪〉に共通した点であるといえる。

以上の分析を確認すると、次のように整理することができる。

「第三の手記」における〈罪〉は、人間社会の法制度では定義できないものとして認識される。これらは罪状や被害・加害の対象が特定できない形で記述されている。また、「第一の手記」「第二の手記」の〈罪〉とは異なり、答えを求める・問いかける等、主体的に〈罪〉に向き合う姿勢が記述されるのが特徴であり、葉蔵の意識の変化を読みとることができる。特に、〈罪〉を問う対象が人間ではなく「神」に移行していることから、「第三の手記」の〈罪〉が、「第二の手記」までの〈罪〉と同じ次元で語ることができないものになっていることがわかる。

#### 四 葉蔵の〈罪〉の変化に見る社会とのかかわり

ここまで、「第一の手記」「第二の手記」および「第三の手記」の〈罪〉を含む言葉を対象に、各手記に記述される〈罪〉の特徴、また変化について分析してきた。本章では、〈罪〉という語を含まないものの、先行論において内実が近接するとされている言葉を確認する。そうすることで、なぜ手記ごとに〈罪〉が変

化するのか、そもそも変化を見る必要性とは何かを明らかにする。

はじめに、「第二の手記」の記述より、〈罪〉に近接する言葉を整理する。第一に取り上げるのは、葉蔵が自身の生に葛藤する部分に出現する「日蔭者」である。この語は、先行論においても〈罪〉と結び付けて考えられてきた。例えば、松田悠美氏<sup>(註)</sup>は「日蔭者」という言葉を〈罪〉と結び付け、次のように論じている。

自己内部と「世間」あるいは「隣人」という外界を裂くものは、葉蔵の背負うべき根源的「罪」であつたのであり、そういう罪を葉蔵自身が自己内部にもつているということからは免れることができない。自分は、「生まれた時からの日蔭者」なのであり、自分とはしたがって、生まれたときから十字架を背負わされている存在である、という意識は、羞恥心と「罪」意識とを次第に形成させることになる。また、第一章で挙げた東郷氏<sup>(註)</sup>の〈罪〉に関する論考でも、「誕生の時刻」に生じた一種の原罪」という「日蔭者」の説明と非常に近い言葉を用い、葉蔵の〈罪〉を分析している。

このように、先行論では「第二の手記」の「日蔭者」という言葉、およびこの言葉に内包された「生まれたときから十字架

を背負わされている」という「原罪」意識は、〈罪〉と同様、「第三の手記」に記述された〈罪〉を説明するための要素として用いられてきた。確かに、〈罪〉を手記全体で共通したものとして捉えるのであればそういった考え方も可能である。しかしながら、本稿において〈罪〉を詳細に分析し、前章で述べたような差異が発見できたことを考えると、「日蔭者」という言葉も慎重に扱っていくべきであるといえよう。本章においては、「日蔭者」などの言葉が当時どのような認識で捉えられていたか、という点にも注目したうえで、〈罪〉に近接する言葉の分析、およびそれらの言葉が手記内で担う役割について考察を進める。「日蔭者」という語は、「第二の手記」において次のような文脈で記述される。

日蔭者、といふ言葉があります。人間の世に於いて、はじめな、敗者、悪徳者を指差していふ言葉のやうですが、自分は、自分を生れたときからの日蔭者のやうな気がしてゐて、(中略)

右の本文によると、「日蔭者」は葉蔵自身を指す言葉として機能していることがわかる。

この言葉は、当時どのような人を対象に用いられた言葉だったのか。一九四五年に刊行された『明解国語辞典』(注10)を確認

すると、「日蔭者」は「○公然と社會に活動できない人」および「○前科者。③妾。④私生子。」とあり、人間社会が規定する範囲の言葉であることがわかる。この部分は注目するべき点ではなからうか。

先述の東郷氏・松田氏をはじめとする先行論では、「生れたときからの日蔭者」という葉蔵の記述から、「原罪」とされるような〈罪〉を、幼少期から判断基準に置いていたと指摘している。しかしながら、葉蔵は「日蔭者」を社会の枠組みのなかで規定しているのである。「第二の手記」の時点では葉蔵が示した〈罪〉の具体例が法制度で定められたものしか出現しないこと、他者の行動に葉蔵自身の〈罪〉に対する認識を委ねていることから、「日蔭者」についても同様の理解をすべきである。葉蔵が「第二の手記」の時点において、「原罪」的〈罪〉を掲げていたという兩名の指摘については再考の必要があろう。

前章で確認したように「第三の手記」に記述される〈罪〉は「第二の手記」までの〈罪〉とは一線を画している。葉蔵の〈罪〉認識には、人間社会を想定した視点は出現しなくなるのである。それどころか、人間社会側の事象である「法律」に対して、葉蔵は〈罪〉のアントではない、と〈罪〉と紐づけることも拒む。それは、「第三の手記」において、〈罪〉のアントやシノニムと

して挙がる言葉からも確認できる。

「しかし、牢屋にいられる事だけが罪ぢやないんだ。罪のアントがわかれば、罪の實體もつかめるやうな気がするんだけど、……神、……救ひ、……愛、……光、……しかし、神にはサタンというアントがあるし、救ひのアントは苦惱だらうし、愛には憎しみ、光には闇というアントがあり、善には悪、罪と祈り、罪と悔い、罪と告白、罪と、……嗚呼、みんなシノニムだ、罪の対語は何だ」

右掲の本文で、葉蔵は「罪のアント」になる言葉を自問する。ここに出現する言葉を確認すると、「法律」がアントであることを否定した葉蔵は、「神」や「愛」、「サタン」といった、人間社会が規定した範囲の外にある事象を持ち出しているのである。

「第一の手記」「第二の手記」における〈罪〉と「第三の手記」における〈罪〉の変化の契機となるものは何か。第二章で確認したように、〈罪〉の変化が起ころ際に「罪人」という言葉が出現していた。この言葉こそが、葉蔵の手記における〈罪〉を説明するための基点となるのではなからうか。

これまで確認してきたように、葉蔵は「第一の手記」から「第二の手記」において、人間社会に生きる人々を、〈罪〉を介し

て眺めていた。換言するならば、葉蔵の他者理解を深める最大の要素が〈罪〉であったともいえる。

では、なぜ葉蔵の〈罪〉に対する認識は、「第三の手記」以降まったく異なる形をとることになったのか。それを説明するのが、先に述べた「罪人」という言葉である。

「自殺幫助罪」に問われ、容疑者として移送される葉蔵は、「罪人」という言葉を次のように説明している。

罪人として縛られると、かえつてほつとして、さうしてゆつたり落ちついて、その時の追憶を、いま書くに當つても、本當にのびのびした楽しい氣持になるのです

右掲の本文より、葉蔵は自身が「罪人」となったことを肯定的にとらえていることがわかる。「罪人」という立場に「ほつとし」ている葉蔵の姿勢は、自らとの歪みを感じ、恐れていた人間社会の中に〈罪〉を介して迎合した、つまり自分は恐怖の対象であった他者と同じ人間なのだ、という安堵からきていると考えられよう。

しかしながら、葉蔵の「のびのびした楽しい氣持」は、起訴猶予処分となったことにより早々に終わってしまふ。葉蔵は、当時のことを「世にもみじめな氣持」と記述しているが、ここに、人間社会の〈罪〉を規定する法律が、葉蔵を「罪人」とし

て認めなかったことへの不満を読み取ることができる。「詐欺罪」を犯して収監される人間と、心中とはいえ人を殺めたにもかかわらず釈放された葉蔵。「詐欺罪」を〈罪〉として裁いた人間社会の法は、葉蔵を裁かなかったのである。それは、葉蔵が他者、つまり人間と同じ存在ではないと、葉蔵自身に認識させるには充分すぎるものだったといえよう。

## 五 おわりに

以上、本稿では大庭葉蔵の手記における〈罪〉について、本文の記述に基づいて分析をおこなった。先行論において葉蔵の手記に記述される〈罪〉は、全編を通じて変化のない一貫した意識の上に成立するものであり、「第三の手記」本文を中心として説明するものとして捉えられていた。しかしながら、手記内の〈罪〉を含む言葉を確認すると、葉蔵の〈罪〉に対する記述には明らかな差異がみられることがわかった。その差異は、葉蔵が社会とどのように関わろうとしているかという問題に起因しているといえる。例えば、「第一の手記」「第二の手記」に描かれる〈罪〉の認識は、葉蔵が言うところの「世間」すなわち人間社会の規定した法制度のなかで成立するものであること

がわかる。

一方で、「第三の手記」における〈罪〉はこれらとは全く異なる、人間社会の法制度を超えたものとして記述される。より厳密に述べるならば、〈罪〉の主体や対象が不明瞭で、罪状および指しているものが特定できない形で記されているのである。

したがって、葉蔵の手記における〈罪〉は手記全体で共通したものであるというより、手記の進行に伴って徐々に変化しているといえる。その変化には、葉蔵と人間社会の関わりが大きな影響を及ぼしていると考えられる。「第一の手記」および「第二の手記」では、人間社会に生きる他者の行動・言動を介して〈罪〉を見る葉蔵の姿が記述されている。換言するならば、「第二の手記」までの葉蔵は、〈罪〉の定義を人間社会における他者の認識や行動に委ねているといえるのである。その一方で、「第三の手記」では「第一の手記」「第二の手記」の他者の〈罪〉認識に委ねる姿勢とは異なり、自ら〈罪〉の内実を問いかけるなど、主体的に〈罪〉に向き合う姿勢が記述されていることが特徴として挙げられる。この変化の要因に、葉蔵が「自殺補助罪」という人間社会の〈罪〉を犯したにもかかわらず、起訴猶予として処分されたことが大きく関与していると考えられる。「第一の手記」「第二の手記」で共通して、他者が犯す〈罪〉を

介して人間社会を眺めてきた葉蔵にとつて、「自殺幇助罪」に問われたことは、自身も人間社会の一人であると他者に認められたことと同義といえよう。しかしながら、「自殺幇助罪」は起訴猶予処分となり、葉蔵は人間社会の定める〈罪〉の限界に直面することとなる。法が定めた〈罪〉に自己の所在を見出せなくなつたとき、神に対して主体的に問いかける、「第三の手記」に記述された〈罪〉が浮き上がってくる。

以上、本稿では葉蔵の手記における〈罪〉について、手記全体を対象に考察した。そこには、人間社会から神へと問う対象が変化する〈罪〉、および〈罪〉を介して人間社会と自身との距離をはかろうとする葉蔵の姿を見出すことができるのである。

\*本文引用はすべて『太宰治全集』第10巻（筑摩書房・一九九九年一月）に拠る。

- 注1 山内祥史「昭和二十三年・人間失格（第一回）」内「同時代評」『太宰治著述総覧』（東京堂出版・一九九七年）
- 2 白井吉見「『人間失格』をめぐって」『縮刷版 日本読書新聞』5（日本出版協会・一九八七年）
- 3 菊田義孝『太宰治と罪の問題』（審美社・一九六四年）

4 佐古純一郎「『人間失格』論」『太宰治研究』（筑摩書房・一九五七年）

5 東郷克美「『人間失格』の渴仰」『作品論 太宰治』（双文社出版・一九七四年）

6 安藤宏「悲劇の不成立」『太宰治論』（東京大学出版会・二〇二一年）

7 葉蔵は、手記内で人間社会に属する「人間の複数」および「個人」を「世間」と呼称している。

8 松田悠美「人間失格」『太宰治の研究』（新生社・一九六八年）

9 注5に同じ

10 金田一京助編『明解国語辞典』（三省堂・一九四五年）

本論文の内容は、令和四年六月一二日に本学にて行われたノートルダム清心女子大学日本語日本文学会での口頭発表に基づきます。発表に際し御教示を賜りました皆様に、厚く御礼申し上げます。

（こばやし はつね／本学大学院博士前期課程）